

# 全国保健師長会規約に基づく規定

## (支部長)

第1条 支部長は会員の互選による。

## (代議員)

第2条 代議員は支部の区分により定数を次のように定める。

- 1) 会員 20 名以内の場合は 1 名とする
  - 2) 会員 30 名以内の場合は 2 名とする
  - 3) 会員 30 名を超える場合は 30 名または端数を増やすごとに 1 名を加える。
- 2 支部長は代議員を兼ねる。

第3条 代議員の選出は支部の区域内の会員による互選としその任期は 1 か年とする。ただし、再任をさまたげない。

## (会長・副会長・監事)

第4条 会長、副会長、監事は、選挙により代議員総会において選出する。

- 2 会長 1 名、副会長 3 名、監事 2 名とする。

## (ブロック理事・常任理事)

第5条 ブロック理事はブロックにおいて推薦して代議員総会で選出する。

- 2 ブロック理事の定数は 1 ブロック 2 名とする。
- 3 支部長は役員（規約の第 10 条に規定したもの）を相互に兼ねることができない。

第6条 会長は、前条の規定の他に 10 名以内の常任理事を原則して代議員のうちから指名することができる。

## (選挙)

第7条 選挙については、選挙管理委員会が管理する。

- 2 代議員総会の議長は、会員のなかから投票前に選挙管理委員 3 名を選出する。
- 3 選挙管理委員は互選により委員長を決める。
- 4 選挙管理委員の任務は、立候補者の告示、投票、選挙結果の告示の任務にあたる。

## (推薦委員)

第8条 推薦委員は 3 名とし、選挙により代議員総会において選出する。

- 2 推薦委員の任期は 1 か年とする。ただし再任をさまたげない。
- 3 推薦委員は、互選により委員長を決める。
- 4 推薦委員の任務は、改選に必要な役員（ブロック理事・常任理事を除く）の数を各支部に伝え、代議員総会 2 カ月前までに支部長を經由して立候補者を募る。
- 5 立候補者のいない場合は、候補者を推薦する。

## (顧問)

第9条 顧問は次の各号の一つに該当する者とする。

- 1) 全国保健所長会長職にある者。
- 2) 財団法人日本公衆衛生協会理事長の職にある者。
- 3) その他会長が必要と認めた者。

## (会費)

第10条 規約第 23 条に定める会員の年会費は、5,000 円とする。

- 2 会員は、その年度の 6 月末日までに会費を納入しなければならない。

## (その他)

第11条 改選に当たっては、会長の選出は西暦偶数年、副会長・常任理事・ブロック理事・監事の半数、推薦委員は毎年ごとに行う。

## 附 則

この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 12 年 9 月 9 日から施行する。

この規定は、平成 13 年 11 月 23 日から施行する。

この規定は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 16 年 4 月 17 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 4 月 16 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 10 月 15 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 11 月 24 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。